

令和5年11月28日付調査報告書に対する保護者所見

令和6年2月20日

所沢市長 殿

所沢市いじめ問題対策委員会 御中

保護者

所沢市いじめ問題対策委員会による調査報告書について、保護者としての所見を述べます。報告書において、調査員各位の取り組みによりいじめ事実の多くが解明されたことについては深く感謝申し上げます。しかしながら、調査委員会の調査・報告の時間的制約等の理由から、十分な校正が実施出来ていないことも事実です。行政が動くことは一般市民が想像するのとはかけ離れて時間が掛かり、既にこの重大事態が発生してから3年以上が経過しています。当方もこれ以上調査報告に時間を掛けることは望んでいないため、再調査は希望しておりません。

但し、この調査報告書に記載されている内容について、保護者として到底同意できない内容、事実と異なる内容も含まれており、当調査報告書では、以下の点で不十分なものであることを指摘いたします。

- 1) 当報告書には保護者が納得していない事項、事実と異なる事項が含まれている。
- 2) 学校内において、いじめ問題が発生した原因、責任の所在の追及ができていない。
- 3) この問題を長期間放置した学校、所沢市教育委員会の責任が追及されていない。
学校や所沢市教育委員会に対し、組織としての反省を促す指摘が充分ではない。
- 4) 被害児童・加害児童に対するケアという視点に欠けている。
- 5) 真に実行力のある再発防止策につながる提言もできていない。

なお、調査委員会からは保護者が納得していない部分がある場合については、保護者所見に意見を記載するよう説明がありましたので、詳細は別紙①に記載します。

また、我々の支援者である校長経験者の所見についても、別紙②に記載します。

- 1) 当報告書には保護者が納得していない事項、事実と異なる事項が含まれている。
 - ・いじめ被害を受けた息子に感受性が強い部分が存在するという記載があるが、小学校1年生から数年に渡り継続的に多くの嫌がらせ、いじめ行為を受け続ければ、大きな苦痛を感じ、恐怖を感じることは自然なことである。信頼関係を築けていない児童から一方的に多くの嫌がらせ、いじめ行為を受け続けてきた背景から目をそらし、十分な根拠がないにも関わらず、感受性が強いということを殊更に強調し、いじめ被害者側の受け止めの問題にすり替えることは、第三者調査委員会の報告書の記載として適切ではない。
 - ・またこの調査報告書では有形力の行使(暴力)の有無のみを重大性の基準として表現している。有形力の行使(暴力)がないいじめについて、いじめの重大性の程度が低いと

いう記載は相応しくない。いじめ防止対策推進法では、有形力の行使（暴力）はいじめ行為の一要素であり、それ以外に『行為が与えた影響や集団性、故意性、継続性等』を総合的に考慮しいじめの認知を行うことになっている。

- ・当調査報告書には、上記以外にも保護者が納得していない内容、事実と異なる内容が含まれているため、詳細については別紙①に記載する。

2) このような問題が発生した原因、責任の所在の追及ができていない。

この問題を長期間放置した学校、所沢市教育委員会の責任が追及されていない。

- ・この報告書には学校側の対応に問題があったことは意見が述べられているが、根本原因や責任の所在は追及されていない。所沢市教育委員会の対応の問題については一切触れられていない。
- ・学校はいじめ問題に対する法の理解、いじめの事実調査・分析・問題解決策の実施、情報共有、記録の作成、加害者・被害者に対するケア対応、全ての点についてずさんであった。
- ・所沢市教育委員会や■■■小学校に対し、保護者がいじめ行為の調査、対応を組織として対応を求めた令和2年（2020年）12月以降も、学校は組織として問題解決に真摯に取り組むこともなく、問題を放置してきた。問題放置により被害者は更に傷つきを深め、被害者と保護者は学校、所沢市教育委員会という存在に根深い不信感を持つに至っている。いじめ問題を起因とする長期の不登校に至っても、学校には重大事態であるとの認識も対応もなかった。所沢市教育委員会も情報を持ちながらも学校に対する指導を怠っていた。
- ・所沢市教育委員会は丁寧に対応するという言い訳を繰り返し、対応は遅く、全てにおいて時期を逸し、問題が更に大きくなった。既に長男は小学校を卒業し、中学生になっている。子供にとっての3年は長く、貴重な学校生活はもう取り戻せない。
- ・今回の調査報告書で校長がいじめ問題を放置してきたことが明らかになったが、保護者が校長の対応に不信感を持っていることを何度訴えても、所沢市教育委員会が適切に対処することはなかった。所沢市教育委員会は学校設置者としての権限を有しているが、学校経営を適切に実施できない校長を長らく放置してきた責任がある。
- ・学校や所沢市教育委員会は保護者からの訴えにより、形式上その都度の小手先の対応はしてきたが、学校側には大きな問題はなかったとするスタンス、また時間が経てばそのうち保護者があきらめるだろうというスタンスが終始感じられた。
- ・学校、所沢市教育委員会は組織内での確認結果や対応方針について、保護者に対し自ら進んで開示、フィードバックすることはなかった。多くの情報は保護者が協力者の支援も得て何度も要請して開示されている。保護者視点では、学校や所沢市教育委員会には根深い隠ぺい体質がある。
- ・この長男のいじめ問題と直接関係はないが、長女が■■■小学校2年次に在籍していた令和元年（2019年）に担任教諭である■■■教諭からの威圧的指導、完食指導により長女が長期的な不登校に至っている。保護者の訴えにも関わらず、学校は事実の調査、報告を

怠り、事実と異なる回答を繰り返してきた。これは長男に対するいじめ問題と重なる時期にあったが、学校や市教委は長男に対する対応と同様に、問題が発生した原因、責任の所在の追及をしていない。問題解決に真摯に取り組むこともなく、問題を隠ぺいし、放置してきた。それにより、長女は3年間の貴重な学校生活を奪われ通常学級での学習が困難となり、支援級転属を理由に兄妹とともに転校を認められた。現在も負の影響を抱えたままの状態である。保護者はこの長女の問題解決に法的措置も含め、引き続き市教委に対し要請しており、今後適切な対応を行うことを強く望んでいる。

- 3) 学校や所沢市教育委員会に対し、組織としての反省を促す指摘が充分ではない。
 - ・この調査報告書ではいじめ問題の原因追及、責任の所在を明らかにしていないため、これらの報告書内容だけでは、学校や所沢市教育委員会が真に反省することは期待できない。所沢市では『日本一、子どもを大切にすまチ所沢』の実現のために、様々な取り組みを行っていきと謳っていますが、これらの実情はその目標と程遠いと言わざるを得ない。小野塚所沢市長がリーダーシップを発揮し、真に子どもを大切にするマチを実現することを期待する。
- 4) 被害者・加害者に対するケアという視点が欠けている。
 - ・被害者は長期間続いたいじめ問題に深く傷つき、容易に回復することはできていない。現在も登校困難が続いており、教育現場において、長期的な視点に立ったケアを継続することを期待する。
 - またいじめ加害者についても、何らかの困りごとがあったのかもしれない。学校は加害者がどのような背景でそのような行動に至ったのか、なぜその言動が人を傷つけるのか、どうすれば同様の問題が防止できるかについて丁寧に指導していくことが求められる。初期の段階で学校が適切な対処を行なっていれば、このような問題に至っていなかったのではないかと思えるが、今回の報告書では学校が加害者に対する適切な指導を行なった記録は見当たらない。加害者側に対しても、今後のケアが必要かどうかを見極める必要がある。
- 5) 真に実行力のある再発防止策につながる提言もできていない。
 - ・再発防止対策のためには、これまでの問題の適切な把握、今後の改善の目標設定、改善策の実施評価（定期的な進捗確認）、教育現場での各種取り組みの市民への情報公開を実施することが有効であると考え。この点についても小野塚所沢市長が市民目線を意識し、リーダーシップを発揮し、再発防止策を策定することを期待する。

以上

◆調査報告書において、保護者からの視点では到底納得できない事項

1. 個々の全ての事案について共通していたことは、子供の訴えや保護者から相談をしても、その後担任教諭側からの報告、連絡、相談が全くなかったことが非常に大きな問題であったこと。

・狭く閉ざされた環境下でいじめ行為が慢性的に続いていた土壌があったこと。最終的には孤立感を強めていったこと、保護者が知りえない日常の学校の姿や人間関係の情報を得たかった。保護者は常に情報飢餓状態であった。

・4年次、行事で保護者が体育館に入る列に並んでいた時、偶然1～2人前に■■■さんと■■■さんの母親が話していた。■■■さんが「娘が最近学校に行きたくない」と言っているんだけど、帰ってくると「楽しかった」と言うと言った大きな声で話していた。■■■さんの母親とは面識がないので、■■■の母親が近くに並んでいたことには気が付いていなかったように思う。

■■■への嫌がらせ行為が多発している時期と重なっていたことからすると、■■■さん本人の問題をいじめをすることで発散していたのではないかと推測される。一度、下駄箱で登校に母親が付き添っていたことを見かけたのだが、登校を渋っていたように見えた。

・5年次での2度目の不登校に至るころには、以前はよく話していた■■■さんが「最近話しかけても反応がない」「返事くらいしかしてくれなくなった」と言っていた。

■■■教諭に声掛けをすると、「あの子は最近読書をしているから」と言われた。

低学年の頃から■■■の口から■■■さんの話はよく聞いていた。5年次は廊下で母親とすれ違った時の表情も以前とは違う感じがしていた。母親はそれ以上言えなかったが、非常に大きな違和感があった。

・2年次以降は度々登校渋りもあり、家庭でどんなに登校支援、寄り添い、聞き取りなどの努力、苦労を重ねても■■■の登校の安定には繋がらず、明るい兆しは見えず、情報もなく親子で苦しんできた事実があったこと。

本人の辛さを都度相談してきた事実と結果から見えてくることは、担任教諭は必要な情報を発信せず誤魔化し、クラスメートも特に関心をもたないような空気、目立つような大きな怪我がないことから軽視されていたようにも感じられる。少なくとも被害を訴えた後の情報を発信してもらいたかった。教室内や学校の中で■■■を守り導いて欲しかった。■■■小への入学時は、同じ園からの進学者がいない状況であったことにも注視して欲しかった。家庭だけの支援では限界があった。当事者意識をもって向き合い、本人や保護者への積極的な相談や情報提供、適切な行動をしてもらいたかった。

2. 担任教諭のいじめ対応があまりにも稚拙でずさんであった。

・3年次には、■■■が担任教諭にいじめの事実を訴えた際、クラスメートが全員いる前で担任教諭がその行為者を前に呼び出して注意をするようなことがあったと聞いている。

行為者からはその場限りの謝罪もあったが、全く反省している様子もなかったと聞いている。

■■■は、皆が知ることで、身の置き所がなくなるような心境もあったと言っている。

・3年次の担任教諭は「トラブルは自分たちで解決するように」と児童たちに指導していたので、

相談のしにくさもあった。

- ・■■■■の在籍した学年は■■■■クラスしかなく、同じ教諭が複数年持つこともあったことから、クラスや学年の状態、人間関係を把握出来ていたのではないかという点。

「目立つ子の問題行動に時間を取られて後回しになっていた恐れがある」と調査報告に記載があったが、そのことが■■■■の対応が遅れた原因とし、学校の対応の失敗を正当化してはいけない。母親が知る限り、「目立つ問題行動を」していた児童は多くはなく、入学当時から問題が明白であったことから、これこそ学校全体で早期に対処し、解決すべき問題であったと思われる。調査報告書で出てきた「目立つ問題行動」を起こしていたこれらの児童からは執拗な■■■■に対する嫌がらせ行為は行われていない。

- ・5年生5月頃の人権作文について、■■■■がいじめを受けたことについて書いた原稿用紙がランドセルから見つかった。母が担任教諭に確認したところ、作文の内容が主旨と違ったことから、提出としなかったと返答があったが、不十分な説明であり、現在もうやむやのままである。
- ・5年生の5月頃、遅刻しながらも登校を再開しつつある時期、初めて運動会の練習に参加した。持参した新しい小型の水筒の注ぎ口、蓋の金具が破損し使用不可の状態になってしまった。■■■■教諭は母親に現物を見せながら、特別問題視するような様子はなく、「すみません」と言ったが、調べようとする様子もなかった。■■■■の水筒だけが壊れたことが偶然とも思えず非常にモヤモヤした。運動会の練習のため校庭の大きな丸い木製のベンチに子供たちの水筒が置いてあったのだが、腰かけ程度の低い椅子であり、地面はコンクリートでもないので仮に落ちたとしても金具が壊れるような強い衝撃にはならないので、不可解な出来事だと感じた。
- ・5年生の3月末、事前に学校を訪れると約束した転校前の最終日に、■■■■の通知表だけ用意されていなかった。■■■■教諭から「学校にあゆみが見当たらないから家庭にあるのではないか」と母親が他の教諭（妹2人のそれぞれの担任教諭）がいる前で言われた。母親は■■■■が置かれていた環境がこの言葉に集約されているように思えた。母親は学校に返却している確信があり、「家庭にはない」ことを伝えた。「もし見つかっても破棄して下さい」と伝え帰宅した。しかし、2時間ほどして母が外出中に通知表が自宅に届けられていた。もちろんその後の連絡は何もなかった。

3. 調査報告書に記載できていないいじめ事実

- ・■■■■は母親との会話で、「実際にはまだたくさんの事があったけど、全部覚えていたら僕の頭が壊れてしまうから忘れてるようにしていた」と言っていた。
- ・■■■■の記憶によると、低学年時に校庭で■■■■さんに両頬を強く引っ張られ怒鳴られたとのことである。その日の下校時に■■■■さん、■■■■さんが気付くほど赤く跡が残っていた。
- ・また別の下校時に■■■■さんに腕をつねられてアザが出来たことがあり、行為が何度も続いたため当時の■■■■教諭には本人が伝え、指導がなされたと聞いている。つねられてアザができた出来事は調査員との面談で本人が語り初めて保護者も知った。調査員の聞き取り調査が一通り終わった後だったためか報告書には記載されていない。

◆調査報告書において、保護者からの視点では事実ではないと考える事項

調査報告書内容について保護者が説明を受けた時点で、以下の個々の内容の誤りを指摘したが、調査員から、「これ以上調査に時間をかけることは望ましくない、些末な事は報告書には反映出来ない」という回答があり、調査報告書内容の再調査や修正がされることがなかった。被害者としては些末な事など一つもないことから所見に付記することとした。

- ・ p 11、13 行目 当時母は運転が出来なかったため、祖父が所有する車で母親が同乗し送迎をしていた。登校班で登校出来そうな日は毎日集合場所まで母が見送っていた。
■教諭の家庭訪問の内容は、数日間朝のお迎えがあったということである。
- ・ p 12、21 行目 教頭が同学年の児童を対象にいじめ防止授業を行なったとあるが、送迎時に廊下で■教諭と会ったときに「先日、教頭先生が学年集会で話してくれた」とは聞いたが、具体的な内容、詳細は聞かされていない。また子供達がそれをどう受け止め、どう様子・行動に変化があったかを保護者にも共有してしかるべきだと思う。
- ・ p 13、12 行目 市教委から保護者へのフィードバックはなかった。毎回保護者から連絡をしなければ何も報告がない状態が続いた。10か月ほど何の音沙汰もなかったこともあった。日々、学校と係わり続け、母親は疲れ果てていた。電話で問い合わせると、「学校や保護者から連絡がなかったの、改善していると思っていた」と信じられない回答が市教委 ■主幹からあった。
- ・ p 13、14 行目 ケース会議とは、手探りで保護者から連携機関であろう支援所(4ヶ所)に連絡や相談をすることで、ようやく開催に至ったものである。ここでは、主に今後の支援について話がなされたが、具体的な提案等は殆どなかった。その後も状況をフォローするような確認や面談、報告、連絡、相談、声掛け等は一切なかった。
- ・ p 13、19 行目 一学期間は、登校渋りは依然として改善しておらず、母親の係わり(励ましや送迎)をもって辛うじて2、3時間目から登校していた。
- ・ p 13、22 行目 週一回の個別支援については、結果的に何かを具体的に示されたわけではなく、登校出来た時に■教諭がパソコンで授業をしたところを見せたり、プリントを渡されたりする程度であった。計画的な学習支援を受けたことはない。
- ・ p 13、25 行目 面談はいずれも保護者が依頼して行われたものである。
- ・ p 14、教育支援プランは保護者が依頼して作成されたものである。
- ・ p 14、いじめの認定については、■の記録によるものが多かったとあるが、保護者が2回に渡り、所沢市に対し関連資料を広く情報開示請求をしたが、相談室での記録は一部あったものの、それ以外の現場での有益な情報はなかった。学校はこれらのいじめやいじめによる長期的な不登校に至った事態を問題とも捉えず、記録すらほぼしていなかったことが分かった。
- ・ p 17、12～14 行目 嫌がらせ行為やいじめをどのように感じるかは、加害児童と被害児童の日常の関係性によって全く評価は違ってくる。少なくとも被害を受けていた児童が、日頃から交友関係を構築できていない中で繰り返し行われれば誰でも辛さは積み重なっていくものだし、重大性も増していく。
日頃のクラス内での人間関係や力関係などを観察し、不健全な関わりは見ても見ぬふりをしてはならない。当学年は■クラスであり担任が情報共有をしようと思えば、いくらでも出来たはずである。
- ・ p 19、14 行目 人より感受性が強いために傷つきやすかった。だから、「いじめだと感じやす

かった」というような解釈にすり替えることには納得できない。

十分な根拠もなく、感受性が強いということを殊更に強調し、いじめ被害者側の受け止めの問題にすり替えることは、第三者調査委員会の報告書の記載として適切ではない。

- ・ p 2 1、3 行目 記憶していないような些細な行為とあるが、

1年次に、**■**が下校時にされている様子を他の保護者が見たことがあり、「これはいじめではないか?」「**■**が何か家庭で話していないか?気にしていなければ良いんだけど。」と母親に連絡がきたことがあった。

- ・ p 2 1、9 行目 同じ下校班である**■**さんが**■**の鉛筆を盗んだ。後日、授業参観日に**■**に**■**さんの母親から返却された。帰宅後、**■**からその事実を聞いて母親は初めて知った。**■**さんも同時期に**■**さんに物を取られていたと**■**さんの母親から聞いたことがある。

- ・ p 2 1、7 行目 当時、担任が指導した内容を**■**に確認したところ、**■**さんが**■**さんに名札を取ってくるように言っていたと聞いている。

- ・ p 2 1、17 行目 鉛筆をグリグリ刺して消しゴムに穴をあけた後、**■**に返してきたと聞いている。

- ・ p 2 2、23 行目 消しゴムの破損は教室で**■**がいる前で行われている。**■**参観日に本人に返却されたのは鉛筆である。**■**

- ・ p 2 1、11 行目 2年次の執拗な土下座の強要は、**■**さん、**■**さんの母親からの電話で知った。当日、**■**は泣いた顔で帰宅した。**■**さんは、「声が小さい」とか、「こうやるんだよ」など執拗に迫ったそうである。

■の説明では、下校班の子供が数人固まって道路上でぶつかる様な状況になり、一人の女兒が転んでしまったそうである。その全責任を**■**に押し付けるように誘導されてしまった。

■は自分が悪いのかは正直分からなかったが、とりあえずすぐに一度謝ったと言っていた。

「このなかで誰が一番悪かったのかを決めよう」と**■**さんが言い始め、結果、**■**が吊るしあげられてしまったそうである。

この問題について、母親は翌朝対面で担任であった**■**教諭に報告したが、**■**教諭は話を聞いてくれたが、**■**さんの保護者への連絡は「するならばですけど、どうしますか?」と母親に判断を任せてきたことが残念だった。**■**さんは近所ではあったが、保護者と面識もない上に今後のトラブルを懸念し、保護者への連絡を依頼出来なかった。保護者はどうして良いのか分からなかった。

本人への指導はされたことは聞いたがその後の交友は全くなかった。

- ・ p 2 5、1 行目～3 年次 **■**さん、**■**さん、**■**さんらから日常的に暴言を浴びていたことから毎朝起きられなくなり、腹痛、吐き気などの身体症状が強く出ていた時期である。

学校のそばにある放課後デイサービスの**■**のスタッフから、当施設に通っている

所見に係る補足説明資料 別紙②

<我々の支援者である校長経験者の所見>

いじめの重大事態の調査は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(以下、ガイドラインと記す)に従うのが基本である。

このことは、直接、文科省にも確認している。

そのガイドラインのP2には、「重大事態の調査の目的」が以下のように書かれている。

(下線は、当方が引きました)

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。

ここに書かれている「調査の目的」に関して、この度の報告書を分析すると、

1 当該いじめの事案への対処

この意味は、いじめ事案の解決、いじめ被害者の支援や加害者への指導・教育、いじめ被害者の原状復帰などであると解される。

この度の報告書には、いずれも書かれていない。

2 同種の事案の再発防止

報告書には、本事案ばかりか他の事案でも当てはまる一般論が述べられているだけである。

いじめの再発防止に最も重要な「学校行うべきいじめ防止教育」について全く書かれていない。これでは、再発防止として学校は何をすればよいのか分からないままである。

以上の点からみて、ガイドラインが求める、いじめ重大事態の調査報告書としては、不十分であり。特に、被害者の原状回復策に触れられていないのは、大きな問題である。

以 上